

# 特別養護老人ホーム グランスマイル 重要事項説明書

社会福祉法人 まどか

当施設は、介護保険の指定を受けています。  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

当施設は、ご利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ご利用者は、高森町の住民の方が対象となります。

※当施設に入所できる方は、原則として要介護度3以上の方が対象となります。  
ただし、要介護度2以下の方でも特例的に入所できる場合があります。

## 1. 施設経営法人

事業者の名称	社会福祉法人 まどか
所在地	長野県下伊那郡高森町牛牧1968番地15
代表者氏名	理事長瀬口 達也
設立年月日	平成25年2月26日
電話番号	0265-48-6668
FAX番号	0265-48-6669
ホームページ	<a href="https://grandsmile.madokakai.jp/">https://grandsmile.madokakai.jp/</a>

## 2. 施設の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム グランスマイル
所在地	長野県下伊那郡高森町牛牧1968番地15
施設長氏名	瀬口 夕子
開所年月日	平成27年4月1日
電話番号	0265-48-6668
FAX番号	0265-48-6669

## 3. 事業の種類

事業の種類	指定官庁	指定年月日	事業所番号	利用定員(人)
指定地域密着型介護老人福祉施設	高森町	平成27年4月1日	2092500087	29
指定短期入所生活介護事業所(併設型)	長野県	平成27年4月1日	2072501592	11
指定介護予防短期入所生活介護事業所(併設型)	長野県	平成27年4月1日	2072501592	10
指定短期入所生活介護事業所(空床利用型)	長野県	平成27年4月1日	2072501592	10
指定介護予防短期入所生活介護事業所(空床利用型)	長野県	平成27年4月1日	2072501592	10

## 4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	当施設は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、日常生活に必要な居室及び共用施設等を使用していただくとともに、地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。
施設運営の方針	① 利用者の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活ができるようになります。指し、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、日常生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行います。 ② 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。 ③ 各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、明るく家庭的な日常生活を営むことができるよう努めます。 ④ 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、関係市町村、地域の保健医療サービス機関並びに介護保険サービス機関と密接な連携を図ります。

## 5. 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

※居室・設備については、施設基準を遵守しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（個室1人部屋）	29室	ユニット型個室
共同生活室 兼 機能訓練室	3室	各ユニット内
浴室	3室	特殊浴1室、個浴2室（併設する短期入所事業所と併用します。）
医務室	1室	併設する短期入所事業所と併用します。

## 6. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。  
(併設する短期入所事業所の職務を兼務します。)

(1)主な職員の配置状況 ※職員配置については指定基準を遵守しています。

職種	員数	内訳				常勤換算後の員数	指定基準の員数	保有資格等			
		常勤		非常勤							
		専従	兼務	専従	兼務						
施設長	1		1			1	1	社会福祉士			
介護職員	18	17	1			18	14	介護福祉士、研修修了			
看護職員	3	2		1		2.7	1	看護師、准看護師			
生活相談員	1		1			1	1	社会福祉士			
機能訓練指導員	1	1				1	1	理学療法士			
介護支援専門員	1		1			1	1	介護支援専門員			
医師	1			1		0.05		非常勤嘱託医師			
栄養士	1	1				1	1	管理栄養士			
事務員	2	1		1		1.6					
その他の職員											

(2)主な職種の勤務体制

職種	勤務体制（標準）
施設長、事務員、生活相談員、管理栄養士、機能訓練指導員	日勤 8:30～17:15
介護職員	早出 7:00～15:45 日勤 8:30～17:15 遅出 11:15～20:00 夜勤 16:30～9:15（翌日）
看護職員	日勤 8:30～17:15 (24時間連絡体制あり)
医師	週1回 2時間

## 7. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1)基準介護サービス 利用契約書第3条、第6条関係

《サービスの内容》

種類	内容
食事	管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況及び嗜好に配慮した食事を提供します。 食事はできるだけ離床して共同生活室で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30～／昼食 12:00～／夕食 18:00～ 医師及び管理栄養士等による栄養ケア評価を行い、栄養ケア計画を作成します。 栄養ケアの実施状況を記録し、定期的に評価、見直しを行います。
排泄支援	ご利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴支援	年間を通じて週2回以上の入浴又は清拭を行います。 ご利用者おひとりおひとりの身体状況にあつた入浴を提供します。
口腔ケア支援	毎食後の口腔ケアができるよう援助します。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 清潔で快適な生活が送れるよう、リネン類の交換を適切に行います。

種類	内容
機能訓練	機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための計画を作成し、実施及び評価をします。
健康管理	嘱託医師により、週1回診療日を設けて健康管理に努めます。 緊急の場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ご利用者が外部の医療機関に通院する場合は、送迎付き添いについてできるだけ配慮します。
相談及び援助	当施設は、ご利用者及び身元引受人等からの、いかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員
終末期における看取り介護	終末期における看護・介護の連携体制を整え、看取りの介護が必要になった際には、ご利用者、ご家族の希望により施設内で終末期を過ごすことが可能です。
社会生活上の便宜	当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクレーション行事を企画します。 行政機関に対する手続きが必要な場合には、ご利用者及び身元引受人等の状況により代行可能である手続きを代行します。

《サービス利用料金(1日あたり)》 ※補足給付の対象となる居住費及び食費を加えた金額を記載します。

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費基準額	ユニット型個室	6,820円	7,530円	8,280円	9,010円	9,710円
うち介護保険から給付額		6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
1. 介護サービス費 自己負担額(1割の場合)		682円	753円	828円	901円	971円
2. 居住費に係る費用 (保険外)	利用者負担 第1段階			880円		
	利用者負担 第2段階			880円		
	利用者負担 第3段階①			1,370円		
	利用者負担 第3段階②			1,370円		
	利用者負担 第4段階			2,400円		
3. 食費に係る費用 (保険外)	利用者負担 第1段階			300円		
	利用者負担 第2段階			390円		
	利用者負担 第3段階①			650円		
	利用者負担 第3段階②			1,360円		
	利用者負担 第4段階			1,445円		
4. 自己負担額合計 (1+2+3) 1日あたりの目安 (1割負担の場合)	利用者負担 第1段階	1,862円	1,933円	2,008円	2,081円	2,151円
	利用者負担 第2段階	1,952円	2,023円	2,098円	2,171円	2,241円
	利用者負担 第3段階①	2,702円	2,773円	2,848円	2,921円	2,991円
	利用者負担 第3段階②	3,412円	3,483円	3,558円	3,631円	3,701円
	利用者負担 第4段階	4,527円	4,598円	4,673円	4,746円	4,816円
5. 自己負担額合計 (1+2+3) × 30 1ヶ月あたりの目安 (1割負担の場合)	利用者負担 第1段階	55,860円	57,990円	60,240円	62,430円	64,530円
	利用者負担 第2段階	58,560円	60,690円	62,940円	65,130円	67,230円
	利用者負担 第3段階①	81,060円	83,190円	85,440円	87,630円	89,730円
	利用者負担 第3段階②	102,360円	104,490円	106,740円	108,930円	111,030円
	利用者負担 第4段階	135,810円	137,940円	140,190円	142,380円	144,480円

※利用開始日から30日間、または30日以上の入院後の再利用日から30日間に限り、上記の個人負担分に初期加算として1日当たり30円加算となります。

※食費・居住費については、高森町より発行される負担限度額認定証により軽減が受けられます。

《サービス利用料金に加算される金額》

※施設サービスの実施状況等に応じて、下記のとおり加算させていただきます。

区分	1日あたりの自己負担額の目安 (1割負担の場合)	加算の要件
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円	利用者の総数のうち、要介護4・5または認知症高齢者または痰吸引の行為を必要とする利用者の占める割合が一定数以上で、介護福祉士の数が常勤換算法で一定数以上配置されている場合。
看護体制加算(Ⅰ)イ	12円	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
看護体制加算(Ⅱ)イ	23円	看護職員を常勤換算法で2名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保している場合。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46円	夜勤時間帯について、2ユニットごとに1名の夜勤職員に加え、1名以上の職員を配置している場合。
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	61円	夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。
生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に一回、1月あたり)	100円	外部のリハビリテーション専門職等と連携して、機能訓練のマネジメントをする場合。 *個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない。
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月あたり)	200円	外部のリハビリテーション専門職等と連携して、機能訓練のマネジメントをする場合。 *個別機能訓練加算を算定している場合は100円/月
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円	機能訓練指導を行う常勤の理学療法士等を1名以上配置し、利用者ごとに個別機能訓練計画による機能訓練を行っている場合。
個別機能訓練加算(Ⅱ) (1月あたり)	20円	上記加算(Ⅰ)を算定している入所者の計画内容等の情報を、厚生労働省に提出し、それらの情報を活用している場合。
個別機能訓練加算(Ⅲ) (1月あたり)	20円	上記加算(Ⅱ)を算定し、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合。
ADL維持等加算(Ⅰ) (1月あたり)	30円	評価期間の中でADLの維持または改善の度合いが一定の水準を超えている場合。ADL利得を平均して得た値が、1以上であること。
ADL維持等加算(Ⅱ) (1月あたり)	60円	評価期間の中でADLの維持または改善の度合いが一定の水準を超えている場合。ADL利得を平均して得た値が、3以上であること。
若年性認知症利用者受入加算	120円	若年性認知症利用者を受け入れた場合。
精神科医療養指導加算	5円	利用者総数のうち、認知症である利用者の占める割合が1/3以上で、精神科医による定期的な療養指導を月2回以上行う場合。
外泊時費用 (サービス利用料金に代わり算定)	246円	利用者が入院または外泊した場合に、1ヶ月に6日を限度として算定する。ただし、入院または外泊の初日及び最終日は、算定できない。
外泊時に在宅サービスを利用したときの費用(サービス利用料金に代わり算定)	560円	利用者が外泊時に、当施設により提供される居宅サービスを利用した場合に、1ヶ月に6日を限度として算定する。外泊の初日及び最終日は算定できない。外泊時費用を算定している場合は算定しない。
初期加算 (入所から30日間に限る)	30円	入所した日から30日間、初期加算を算定する。30日を超える入院の後に再び入所した場合も同様とする。
退所時栄養情報連携加算 (1月あたり)	70円	特別食等が必要である入所者が施設を退所する際に、管理栄養士が退所先へ栄養管理に関する情報を提供した場合。 *栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しない。
再入所時栄養連携加算 (1回限り)	200円	栄養マネジメント加算を算定し、かつ利用者が医療機関の入院を経て再入所する場合に、特別食等を必要とし、施設の管理栄養士が医療機関と連携して栄養ケア計画を作成した場合。
退所前訪問相談援助加算 (2回限度)	460円	利用者が退所後生活する居宅等を訪問し、利用者及び家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。
退所後訪問相談援助加算 (1回限り)	460円	利用者の退所後30日以内に、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族等に対して相談援助を行った場合。
退所時相談援助加算 (1回限り)	400円	利用者の退所時に、利用者及び家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ退所の日から2週間以内に退所後の居宅地の管轄市町村及び老人介護支援センター等に対して、必要な情報を提供した場合。
退所前連携加算 (1回限り)	500円	利用者の退所前に、利用者が希望する指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供し、かつ事業者と連携して利用調整を行った場合。

区分	1日あたりの自己負担額の目安 (1割負担の場合)	加算の要件
退所時情報提供加算 (1回限り)	250円	利用者が退所し、医療機関に入院する場合に、同意を得て心身の状況や生活歴等の情報提供を行った場合。
協力医療機関連携加算 (1月あたり)	100円	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合。
栄養マネジメント強化加算	11円	常勤の管理栄養士を配置して、利用者ごとの栄養ケア計画により栄養管理(記録、評価、見直し)を行っている場合。
経口移行加算(計画作成から180日限度)	28円	栄養マネジメント加算を算定し、かつ経口移行計画により経口摂取のための栄養管理を行った場合。 一定の条件を満たすことにより180日以上の算定が可能。
経口維持加算(Ⅰ) (1月あたり)	400円	栄養マネジメント加算を算定し、かつ経口摂取において摂食機能障害を有する利用者に対し、経口摂取を維持するための特別な栄養管理を行った場合。
経口維持加算(Ⅱ) (1月あたり)	100円	経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月あたり)	90円	口腔衛生管理体制加算を算定している場合であって、歯科衛生士が、利用者に対し口腔ケアを月2回以上行い、そのケアについて、介護職員に技術的助言及び指導を行い、ケアに関する相談等に対応する場合。
口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月あたり)	110円	上記要件に加え、計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、それらの情報を活用していること。
療養食加算(1食あたり)	6円	疾病治療の直接手段として、医師の食事箋に基づく療養食を提供了の場合、1日3回を限度として算定する。
特別通院送迎加算 (1月あたり)	594円	透析を要する入所者であって、家族等による送迎が困難である等の場合に、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。
配置医師緊急時対応加算 (1回あたり)	早朝・夜間 650円	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜又は医師の通常の勤務時間外に施設を訪問し、入所者の診療を行った場合。
	深夜 1,300円	
	時間外 325円	
看取り介護加算(Ⅰ)	72円	利用者及び家族等の同意を得て看取り介護を行った場合。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。 死亡日以前31日以上45日以下の1日につき72円
	144円	死亡日の前4日以上30日以下の1日につき144円
	680円	死亡日の前日及び前々日の1日につき680円
	1,280円	死亡日については1,280円
看取り介護加算(Ⅱ) (医療提供体制をより充実させ、死亡場所が当施設内の場合)	72円	利用者及び家族等の同意を得て看取り介護を行った場合。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。 死亡日以前31日以上45日以下の1日につき72円
	144円	死亡日の前4日以上30日以下の1日につき144円
	780円	死亡日の前日及び前々日の1日につき780円
	1,580円	死亡日については1,580円
在宅復帰支援機能加算	10円	前6月間において在宅復帰した利用者の割合が20%を超える場合に、居宅サービスに必要な支援等を行った場合。
在宅・入所相互利用加算	40円	要介護3以上の複数の利用者が、予め在宅期間と入所期間(3ヶ月を限度)を定めて、同一の居室を計画的に交代で利用する場合。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) (1月あたり)	3円	褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) (1月あたり)	13円	上記要件に加え、対象となる入所者に褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算(Ⅰ) (1月あたり)	10円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する利用者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。
排せつ支援加算(Ⅱ) (1月あたり)	15円	上記要件に加え、支援により排泄の改善又はオムツ未使用の場合。
排せつ支援加算(Ⅲ) (1月あたり)	20円	上記要件に加え、支援により排泄の改善及びオムツ未使用の場合。

区分	1日あたりの自己負担額の目安 (1割負担の場合)	加算の要件
認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月あたり)	3円	認知症高齢者が50%以上で、認知症介護研修の修了者を一定数以上配置する場合。
認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月あたり)	4円	認知症専門ケア加算Ⅰの要件に加え、認知症介護指導者研修の修了者を1名以上配置し、指導・研修を実施している場合。
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ) (1月あたり)	150円	認知症高齢者が50%以上で、認知症介護研修又は認知症の行動等の予防等の研修の修了者を一名以上配置し、チームケアを実施している場合。
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) (1月あたり)	120円	認知症高齢者が50%以上で、認知症介護研修の修了者を一名以上配置し、チームケアを実施している場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所日から7日間限度)	200円	医師が、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であると判断した利用者に対し、地域密着型介護老人福祉施設サービスを行った場合。
自立支援促進加算 (1月あたり)	300円	認知症専門ケア加算Ⅰの要件に加え、認知症介護指導者研修の修了者を1名以上配置し、指導・研修を実施している場合。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月あたり)	40円	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、それらの情報を活用していること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月あたり)	50円	上記要件に加え、入所者ごとの疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出し、それらの情報を活用していること。
安全対策体制加算 (入所時 1回限り)	20円	外部の研修を受けた担当者を置いて安全対策に組織的に取り組む体制を整備していること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月あたり)	10円	指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を行う体制を確保し、協力医療機関等との間で、感染症発生時の対応を連携して行い、医療機関が行う感染対策の研修に参加した場合。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月あたり)	5円	感染対策向上加算を算定する医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の実地指導を受けている場合。
新興感染症等施設療養費 (1月に1回、5日間限度)	240円	入所者が感染症に感染した場合に、診療等の対応を行う医療機関を確保したうえで、感染対策をして利用者の介護をした場合。
生産性向上推進加算(Ⅰ) (1月あたり)	100円	職員の業務効率化や質の確保、負担軽減について委員会で検討・実施をした実績があり、介護機器を複数活用し、その取り組みの実績の情報を厚生労働省へ報告した場合。
生産性向上推進加算(Ⅱ) (1月あたり)	10円	職員の業務効率化や質の確保、負担軽減について委員会で検討・実施をし、介護機器を活用し、その取り組みの実績の情報を厚生労働省へ報告した場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合。(日常生活継続支援加算を算定するときを除く。)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。(日常生活継続支援加算を算定するときを除く。)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合。(日常生活継続支援加算を算定するときを除く。)
介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×14%に相当する単位数	

(2)その他のサービス 利用契約書第4条、第6条関係

※以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

サービスの種類	内 容	費 用
特別な食事の提供	当施設で通常提供する食事に代わり、利用者等のご希望により実施します。利用者の体調等により、提供できないと判断する場合があります。	実 費
おやつの提供	当施設では、おやつ代を食費とは別にご負担いただきます。ご利用者等のご希望や体調等考慮したうえで提供させていただきます。	提供日 100円

サービスの種類	内 容		費 用
金銭及び貴重品の管理	ご希望により、金銭等管理サービスをご利用いただけます。詳細は次のとおりです。		月1,000円
	管 理 す る 金 銭 等 の 形 態	施設の指定する金融機関の普通預金に預けられている預金	
	お 預 か り す る 貴 重 品	上記預金通帳、通帳印鑑、健康・介護保険証、年金証書等	
	管 理 体 制	通帳と印鑑は、別々に保管します。 施設長の他、複数の職員により管理します。	
	留 意 事 項	利用者による居室での金銭及び貴重品の保管は、紛失等事故防止のためお断りします。 一月に満たない月がありましても右記料金をいただきます。	
教養娯楽設備等の提供 レクレーション行事参加費	外出行事の交通費、行事の飲食費で食費を超える部分、その他施設で用意できない物品レンタル料をご負担いただきます。		実 費
理美容サービス	ご希望による出張理美容に係る費用		実 費
日常生活用品費	日常生活品の購入費用のうち、利用者に負担いただくことが適当であるものに係る費用 (おむつを使用する場合のおむつ代等は、介護保険給付対象となっていますので、ご負担いただくことはありません。)		月1,500円
上記以外の個別サービス  (想定されるものの一部を例として記載してあります。その他のサービスをご希望される場合は、ご相談ください。)	ご希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用 インフルエンザ予防接種等健康管理費用 通院、入院、薬代等の医療費 ご希望によって医療機関等に受診する場合の送迎費用 クリーニング代(外部業者に取り次ぐ場合) 菓子、酒類、たばこ等の嗜好品購入 (利用者の健康状態により制限する場合があります。)		実 費
上記以外の個別サービス	個人用の新聞、雑誌等 個人の趣味活動に係る材料費等 その他		実 費

### (3)利用料金の支払い方法 利用契約書第6条関係

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算しご請求しますので、請求のあつた月の25日までに以下のいずれかの方法によりお支払いください。

1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。

支払方法	支払いまでの流れ
施設窓口での現金支払い	身元引受人の方に請求書(利用明細書)を郵送いたします。 施設が指定する支払期日までに、施設事務室(窓口)にて現金でお支払いください。窓口にて利用料金領収書を発行いたします。
金融機関から指定口座への振込み	身元引受人の方に請求書(利用明細書)を郵送いたします。 施設が指定する支払期日までに、金融機関にて施設の指定口座に振込みによりお支払いください。 金融機関の発行する振込金の領収書が利用料金領収書になります。 <b>振込み手数料については、ご負担をいただくようお願いします。</b>
支払方法	支払いまでの流れ
指定された預金口座からの引落し	身元引受人の方に請求書(利用明細書)を郵送いたします。 施設が指定する支払期日に、指定された預金口座から引落しによりお支払いただきます。 利用料金領収書は、後日郵送いたします。(通常は、次月請求書発送時) 預金残高が不足する場合は連絡いたしますので、口座への入金をお願いします。

#### (4) 入所中の医療の提供について 利用契約第3条関係

医療を必要とする場合は、ご利用者又はご家族等の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療等を義務づけるものではありません。

##### ① 協力医療機関

医療機関の名称	瀬口脳神経外科病院
所在地	飯田市上郷黒田218番地2
診療科	脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科

##### ② 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	JAみなみ信州歯科診療所
所在地	飯田市鼎東鼎281番地

#### 8. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。 利用契約書第15条関係

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

##### (1)ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解約)

契約の有効期間であっても、ご利用者から退所を申出することができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。 利用契約書第16条、第17条関係

- ① 運営規程及び利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

##### (2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解約)

以下の事項に該当する場合には、退所していただくことがあります。 利用契約書第18条関係

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連續して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合又は入院した場合
- ⑤ ご利用者が施設において禁止されている以下の行為を行った場合
  - ア 施設が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
  - イ 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
  - ウ けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
  - エ 他人に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
  - オ 施設が認めない物品等を持ち込むこと。
- ⑥ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

## ご利用者が病院等に入院された場合の対応について 利用契約書第20条関係

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

### 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内(連続して6日、複数の月にまたがる場合は12日)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、外泊時費用及び居住費等、所定の利用料金をご負担いただきます。

### 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、当期間中も居住費等、所定の利用料金をご負担いただきます。

### 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

### 〈入院期間中の利用料金について〉

入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部及び居住費をご負担いただくものです。なお、ご利用者が利用していた居室を短期入所生活介護に利用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

### (3)円滑な退所のための援助 利用契約第19条関係

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

### 9. 所持金品の引取り 利用契約第21条、第23条関係

利用契約の解約または終了する場合は、身元引受人の方に連絡をいたします。当施設においてお預かりしているご利用者の所持金品は、連絡を受けた日から2週間以内にご利用者または身元引受人に引取っていただきます。(期間内に引取りが困難な場合にはご連絡をお願いします。)

ご連絡がなく期限を過ぎても引取りがされない場合は、事業者は、お預かりしている所持金品をご利用者または身元引受人に引渡します。

ご利用者または身元引受人の同意を得た場合は、お預かりしている所持金品を処分できるものとします。

お預かりしている所持金品の引渡し及び処分に係る費用については、ご利用者又は身元引受人にご負担いただきます。

### 10. 苦情・相談の受付について 利用契約第26条関係

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### (1)当施設内の苦情・相談窓口

苦情相談受付窓口	特別養護老人ホーム グランスマイル 事務室または苦情相談受付箱
担当者	施設長 瀬口 夕子
電話番号	0265-48-6668
受付時間	午前9時から午後5時まで

#### (2)施設外の苦情相談窓口

高森町役場 介護保険相談窓口	高森町役場健康福祉課高齢者係
	下伊那郡高森町下市田2183-1
	電話番号 0265-35-9412
長野県国民健康保険 団体連合会相談窓口	長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
	〒380-0871 長野市大字西長野字加茂北143-8
	電話番号 026-238-1580

11. 非常災害時の対応 利用契約第8条関係

非常時の対応	別に定める「特別養護老人ホーム防災計画」に基づいて対応いたします。			
平常時の訓練等	別に定める「特別養護老人ホーム防災計画」に基づいて、年2回以上の避難訓練等を、ご利用者の方にも参加いただき実施いたします。			
防災設備	設備名称	箇所数等	設備名称	箇所数等
	スプリンクラー	有	防火扉、防煙シャッター	有
	自動火災報知器	有	消火栓	有
	避難誘導灯	有	消火器	有
	常夜灯	有	避難階段等	有

12. 当施設ご利用にあたりご留意いただく事項 利用契約第10条、第11条関係

面会	ご利用者に面会する来訪者は、面会簿に所定事項を記載し、施設の確認を得てから面会してください。面会時に持参した、金品、食品、薬等がある場合には、必ず施設に連絡をお願いします。 面会時間:午前8:30～午後8:00
外泊、外出	ご利用者の外泊、外出を希望される場合は、前日までに連絡をお願いします。
施設嘱託医以外の医療機関への受診	施設嘱託医師、協力医療機関以外の医療機関の受診を希望される場合には、看護師に申し出て許可を受けて受診してください。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法等に従ってご利用ください。これに反したご利用によって破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙、飲酒、自炊火気の使用	指定された場所と時間以外で、喫煙や飲酒はお断りいたします。 施設内でご利用者のみで、火気を使用したり自炊をすることはお断りします。
迷惑行為等	施設には、多くの方が共同で生活されます。他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮いただきます。 むやみに他の利用者の居室に入る、所持品を使用する行為は、ご遠慮ください。 けんか、口論、泥酔等により他人に迷惑をかける行為はお断りします。
所持金品の管理	ご利用者本人による貴重品等の保管は、事故防止のためお断りいたします。(ご利用者本人が保管中に起きた事故等については、責任を負いません。) 日常生活用品の管理は、ご利用者本人にお願いします。 ご利用者が所持を希望する貴重品等は施設の管理サービスをご利用ください。
動物の飼育等	施設内にペット等動物の持込みや飼育はお断りします。
物品等の持込みの制限	施設内に持ち込む物品等を制限させてもらう場合があります。あらかじめご相談ください。

13. 身体拘束の対応 利用契約第8条関係

区分	内容
身体拘束禁止	身体拘束は、原則として行いません。ただし、例外としてやむを得ず身体拘束を行う場合があります。
拘束の手続き	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合に限ります。ただし、この場合でも、身元引受人、ご家族等にその理由を説明し、同意を得た上で例外的に極めて限定的に身体拘束を行うこととします。
拘束の記録	やむを得ず身体拘束を行った場合は、次の項目について記録をします。 (拘束の態様、拘束時間、拘束の際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由)

令和6年8月1日 改訂